

宝封校国
定住外国
人
障害者

が
み
に

日本
日本
社会
社会

慎
英
弘

著

シン・ヨンホン

明石書店

定住外国人障害者
がみた日本社会

愼英弘 著

明石書店

〈著者略歴〉

愼 英弘（シン ヨンホン）

1947年、東京に生まれる。大阪市立大学大学院修了。1983年、
学術博士。神戸大学などで非常勤講師。主著『近代朝鮮社会事
業史研究——京城における方面委員制度の歴史的展開——』
（緑蔭書房）、論文「イギリス初期救貧法の発展——その貧民
概念の整序過程を通じて——」など多数。現住所・大阪市生
野区桃谷4-2-4

定住外国人障害者がみた日本社会

定価はカバーに表
示してあります。

1993年2月20日 第1刷発行©

著 者 愼 英 弘

発行者 石 井 昭 男

発行所 株式会社 明 石 書 店

東京都文京区本郷1-10-10

電話 03-3818-6351

振替 東京 0-24505

郵便番号 113

印刷所 株式会社興英文化社

製本所 協栄製本株式会社

ISBN4-7503-0487-5

本書を

障害者差別をなくすために

日夜奮闘されている皆さん

および

芳子と栄実に

献ぐ

はしがき

近年の人権意識の高まりは障害者の生活にも大きな変化をもたらしている。他の市民から遮断されてきた生活が変わって、障害者が自由に街中へ出ることができる環境が徐々にではあるが整えられつつあり、障害者の社会参加の道が大きく広がり始めた。しかしながら、障害者に他の市民と同様の権利が保障されているというわけではなく、平等な市民生活が送れる状況までにはまだまだ至っていない。すなわち、今なお障害者に対する差別は至る所にはびこっており、他の市民と同等な権利を持った主体としての障害者の社会参加が実現するまでには至っていないのである。

今日に至るまで障害者に対する差別をなくすための努力は払われてきているが、障害者は障害を持っているが故に様々な部面で差別されており、未だもって差別を完全に解消することはできていない。

障害者差別についてはいろいろな立場から分析がなされてきた。例えば意識論や階級論や構造論など。しかしそれらは、主として差別の本質規定に関わるものが多く、差別をなくすためにはどうすべきかの言及が弱いように思われてならない。また、障害者差別の定義についてもなされているが、その定義は各人各様である。そのうえ、障害者差別の定義としてなされているにもかかわらず、その「障害者」の部分で「部落民」や「女性」や「在日朝鮮人」などと置き換えても妥当する定義になっ

ていることが多く、これぞ障害者差別の定義というものにはなっていない嫌いがある。いくら障害者差別の本質が明らかになったとしても、あるいは障害者差別の定義をしたとしても、それで差別を死滅させる手段が見出せたということにはならないのである。仮に本質が「明らかになった」としても、それは単に差別の構造が「判った」だけのことであり、そこから以後どうするかということに直結していくのが差別解消問題のむずかしいところである。換言すれば、差別をもたらす本質が「判った」からといって、その本質を破壊する $\parallel$ なくす $\parallel$ 解消すればそれですぐに差別現象がなくなるといふことにはならないのである。差別問題というものは人間の病氣などとは全く違う。病氣であれば、その病氣をもたらす本質 $\parallel$ 原因を取り除けばそれで治るであらう。しかし、差別問題はそういう訳にはいかない。差別は単に制度や法律などの実態だけに止まるものではなく、人間の意識にも関わる問題であるから、差別をもたらす本質 $\parallel$ 原因部分を除去したからといってすべての差別現象がなくなるわけではないのである。

したがって、私は、差別をなくすには原因療法よりも対症療法の方が効果がある、と考えている。差別をなくすための対症療法とは、差別現象を一つ一つなくしていくことによって、遂には差別の根源である本質 $\parallel$ 原因部分そのものを解消させようというものである。すなわち、差別構造などというものに捉われるのではなく、差別の現象形態に焦点を当て、すべての差別を一掃させようというのである。そこで、私は差別の現象形態には三つあると考えている。そしてそれらをなくすことを肝要であると考えている。その三つの現象形態とは制度的差別・言葉による差別・意識による差別である。

制度的差別とは、法律や制度などによって障害を理由に障害者を排除することである。したがって、この差別は障害者にとっては権利が剝奪されたり、権利の一部が制限されたりする形で現象することが多い。言い換えるならば、障害者を他の市民と平等に扱わない対象として位置づけることである。この制度的差別は、人間がつくりだす仕組みそのものである。したがって、その仕組みを変えることによって制度的差別は比較的簡単に解消され得ると言える。この制度的差別をつくりだすのは法律や制度を作る為政者だけとは限らない。ときには「善良な市民」がその中心になることもある。例えば、企業が障害者を締め出す人事規則を設けたり、地域社会の人々が障害者を締め出す行動をとったりすることもあるというのである。それ故、制度的差別は、障害を理由に意図的に障害者を排除しているにもかかわらず、それが恰も差別でも何でもなく当然のことであるかのように固定させられてしまうことがあることに留意しなければならない。

言葉による差別とは、差別用語や差別的表現の使用によって誤った障害者像をつくりあげることであり、その結果、障害者を排除する二次的「効果」をもたらすものである。したがって、この差別は、直接的に障害者に精神的屈辱や苦痛を与える形で現象し、また、差別する側には障害者を排除する制度を作ったり障害者を忌み嫌ったりするような障害者像をつくりあげる「効果」をもたらす形で現象することになる。言葉そのものには差別的要素というものは本来的にはほとんどないと言える。しかし、比喩的に使用されたり、誤った使われ方をされたりすることによって、ある言葉が差別的色彩を帯びた言葉としてひとり歩きしてしまふのである。

言葉による差別で恐ろしいのは、差別用語や差別的表現が広く普及しているために、「善良な市民」

でさえもその言葉の使用によって障害者がいかに傷つけられているかということに気がつかない場合が少なくないことである。何げなく使う言葉が、ときには他の人々を非常に傷つけることがある。ところが、同じ言葉が使用されても全く傷つかない人々もいたりする。それ故、言葉による差別に対しては、「差別などではない」と主張する者たちもあり、差別用語や差別的表現とされる言葉を禁止したりすると「言葉狩り」ということで非常に反発されてしまうことも多々あるのである。しかしながら、確実に言えることは、ある言葉を意図的に使うことによって、ある人々に精神的屈辱や苦痛を与えることは現にあるということである。のみならず、そのような言葉の普及は、誤った障害者像をつくりあげる「効果」をもたらし得るということである。換言すれば、そのような言葉を使用することによって、ある部分の人々に精神的打撃を与えることができるということはある人々は知っており、したがってわざわざその言葉を使うということもあるのである。ここからして、言葉による差別の存在は決して否定できるものではなく、それ故この差別の現象形態も必ずなくさなければならぬものである。

意識による差別とは、差別の主観的意図があるかないかにかかわらず、意識そのものによって障害者を障害者であるということだけで排除したりすることである。意識そのものは形で表わすことはできないので、したがってこの差別の現象形態は言葉や行動に現れてくるのである。よく、差別意識はあるとかないとかの議論がなされることがある。つまり、差別意識は作られるものであって、生まれつき持っているものではないとか、いやその逆であるとかの議論である。そのような議論は往々にして水掛け論になることが多く、したがって私はそのような議論をいくらしたとしても何ら意味をなさ

ないと考えている。意識による差別が本質をなすとかそうではないとかの本質規定に関わる問題は決して無視してはならないが、差当たってはどうでも良いことである。重要なことは、言動は意識の反映であり、主観的意図があるかないかにかかわらず、ある人のとった言動が他の人例えば障害者の権利を剝奪したり制限したりあるいは精神的な屈辱や苦痛を与えたりすることがあるということなのである。それ故、そのような言動をとることは、障害者の側からすれば絶対にあってはならない重要な問題だということである。

差別の本質が何であるにせよ、これら三つの差別の現象形態をなくすことによって、人間社会から差別はなくなるものと私は考えている。しかし、これら三形態は複雑に絡み合って現れる場合もあるので、差別をなくすとはひとことで言ってもそう簡単にいくものではない。とはいえ、差別をなくさない限り真に共に生きる社会にはならないということを鑑みるならば、どんなに時間がかかろうとも、甚大な努力を払おうとも、何としてでも差別はなくなければならないのである。

本書は、このように差別現象には三形態があるという立場から出発し、その差別事象を一つ一つ撤廃させることによってこの社会から障害者差別をなくし、障害者の真の社会参加と真の平等を実現する一助となるよう執筆したものである。

私は一九八七年から神戸大学で非常勤講師として「総合科目第一人権」の講義を担当している。この科目は部落解放、障害者解放、女性解放、在日を考える、の四分野から成っている。私はその中の障害者解放の講義を担当している。本書は、その講義で私が学生たちに話した内容の一部をまとめたものである。

私は小学校三年生のときに失明し、現在は全盲である。また、私は在日朝鮮人二世である。それ故に、私は障害者差別と朝鮮人差別の二重の差別を受けてきている。なかでも障害者差別は私にとって筆舌に尽くせないほど非常に重くのしかかっている。そのような障害者差別の実情について話をすると、学生の中には熱心に耳を傾けて聴き差別の全貌に向かってみんなが努力すべきだと言う者もあれば、「差別はなくなるとは思わない」とか「人間は誰でも大なり小なり差別をされながら生きている」とか言う者もいる。後者のような意見や感想を聞くと私は一抹の寂しさを感じる。恰も、「差別はなくなる筈はないんだから何を世迷い言を言っているんだ」と言わんばかりの冷やかな態度をとるのはまだまだ社会経験が少ない若さ故のことなのだろうか。それともこれが現代学生気質の一面なのであるか。そこで私は、本当に差別はなくならないのかを広く市民に問いかけてみようと思つて本書を出版することにしたのである。

本書の構成は、Ⅰ～ⅣまでとⅤとⅥの三つの章から成っている。目次を見ただけではそれぞれの章が全く関連性のない個別論文から成っているように思われるかもしれないが、前述した差別の三つの現象形態に焦点を当てて構成されている。すなわち、

Ⅰ～Ⅳでは、制度的差別の具体例を取り上げて、その分析を行い、差別解消に向けての障害者運動の具体的取組みについて述べている。

Ⅴでは、言葉による差別を取り上げて、それを手掛りにして日本の障害者運動の構造分析を試みている。

Ⅵでは、意識による差別を取り上げて、障害者差別を包括的に述べ、その後、アメリカと日本とで

は障害者差別に対する捉え方に相違があることを明らかにし、この分析を通じて障害者解放の道を私なりに探ってみた。

この構成からも判るように、各章はそれぞれ独立した論文から成っているとはいえず、この三部分は深く関連している。したがって、それぞれの章を取り上げて読んで頂いても、その章のテーマとして掲げた問題については完結するようにしてある。しかし、本書執筆の目的を充分に理解するためには、少なくともⅠ～Ⅳの内のどれか一章とⅤとⅥは必ず読んで頂きたい。

本書は私が神戸大学の講義で話した内容の一部をまとめたものであるということは前述したが、全くの書き下ろしではない。六章すべてに關してその核となる部分は論文や寄稿としてすでに発表している。それら発表したものに大幅に加筆して本書にまとめ上げたのである。それでは、すでに発表したものと本書の章別の關係は次の通りである。

Ⅰ『研究紀要』第七号、大阪市立大学社会福祉研究会、一九九〇年、(原題「障害者の所得保障制度等における不平等性に関する一考察」二五～四五頁)。

Ⅱ『青鶴』^{チシマ}第四号、在日韓国・朝鮮人問題学習センター、一九九一年、(原題「在日外国人と社会保障―障害年金を中心に―」一～二三頁。および、『市政研究』第九四号、大阪市政調査会、一九九二年一月、(原題「定住外国人の社会保障と自治体」三四～四三頁)。

Ⅲ『国民生活』第二二卷第四号、国民生活センター、一九九一年三月、(原題「点字内容証明郵便を實現する活動」一七頁)。

Ⅳ『IYDP情報』No.一二八、日本障害者リハビリテーション協会、一九九一年五月、(原題「視覚

障害児統合教育」六～七頁。

V 『研究紀要』第六号、大阪市立大学社会福祉研究会、一九八九年、（原題「障害者運動の構造」）一五～二五頁。

VI 『あくしょん』第一七号、大阪府総合福祉協会、一九九一年三月、（原題「ADA成立の背景と日本の障害者運動」）三〇～三五頁。

神戸大学の「総合科目第一人権」の講義には、この科目の世話人の教官が必ず出席され、学生と共に講義を聴かれた。中でも鈴木一州先生はこの科目ができた当時から熱心にはとんとすべての講義に出席されている。私の拙い講義にも御出席下さり、いつも数々の御教示を頂いている。とりわけⅥ・一の冒頭の部分は先生の鋭い御指摘により問題提起したものである。鈴木一州先生に対し厚く感謝する次第である。講義の終わった後は慰労を兼ねて毎回一献頂いている。先生の思いやり深い心に触れるたびにいつも心が和む思いがする。また、先生のご自宅にも何度かお伺いさせて頂いた。その折にも先生から社会問題についていろいろ御教示を頂いた。そして先生は自ら包丁を握りたくさんのおいしい御馳走を作って下さる。腕前のほどはお世辞ぬきにして素人離れしている。先生の心暖まる御好意には本当に感謝の言葉もない。

私は大阪市立盲学校を卒業している。小学校五、六年生の時の担任は平島加子先生であった。卒業後も今日に至るまで先生からは何かと御指導を受けている。とりわけ視覚障害児統合教育に関しては先生から数々の御教示を頂いた。また、先生からは統合教育に関する数多くの貴重な資料を頂いた。

平島加子先生に対し厚く感謝する次第である。

本書の校正は、斎藤美智子・武田瑠美・田辺とよ子・中垣早苗・村上邦子・山口暢子・梁千賀子・吉沢窈子の皆さんに全面的に手伝って頂いた。また、彼女たちにはリーディング（資料を読むこと）でも日常的に大変お世話になっている。ここに記して心より厚く御礼申し上げる次第である。

本書の刊行に関して朴鐘鳴先生に大変御尽力頂いた。先生の御尽力がなかったならば、おそらく明石書店からの出版は叶わなかったものと考えている。朴鐘鳴先生に厚く感謝する次第である。

最後に、本書の出版を快くお引き受け下さった明石書店の石井昭男さんに心より謝意を表する次第である。

一九九三年一月

著者記す

定住外国人障害者がみた日本社会 目次

目次

はしがき	3
Ⅰ 重度障害者の年金・手当制度	17
一 障害年金制度の推移	19
(1) 障害福祉年金の創設 (2) 年金制度改革の動向	
二 新年金制度の不平等性	23
(1) 何が変わったか (2) 新制度は改善か	
三 困窮家庭により薄く	29
(1) 障害基礎年金と児童扶養手当の併給禁止 (2) 世帯構成による年金・手当受給の実際	
四 制度的差別とその撤廃	44
(1) 年金・手当制度の問題点 (2) 制度的差別撤廃のためには	
Ⅱ 在日外国人障害者と社会保障	59
一 障害年金からの外国人排除	60
(1) 国民年金制度とは何か (2) 国民年金制度からの外国人排除 (3) 難民条約批准と国籍要件の撤廃 (4) 新国民年金法体制	